

ポジティブリスト制度に対する 酪農乳業の一体的な取り組みについて

平成17年10月28日
社団法人日本酪農乳業協会
第3回理事会

はじめに

- **食品衛生法等の一部を改正する法律**(15年5月公布)
- **食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度**(17年11月末厚労省告示、18年5月末施行)
農薬等...農薬、動物用医薬品、飼料添加物
- **酪農乳業関係者は法改正を前向きに捉えた積極的な取り組みが不可欠。**(酪農乳業界における農薬等の残留の実態、新たな制度への対応姿勢や具体的な対応方策、等の情報開示)
- **積極的に情報発信できるチャンス。**(酪農乳業界の日頃の品質管理状況、生乳生産現場におけるHACCP的手法導入への取り組み)
- **酪農乳業の一体的な取り組みにより、一般消費者の信頼を確保する「管理システム」の構築が当面の対応課題。**

信頼を確保する「管理システム」の基本的考え方

1. 生乳生産者は、生乳生産段階において使用する農薬等について定められた使用基準を遵守して安全を確保すると共に、その使用実態を記録・保管する。
2. 生乳生産者は、乳業者の参加を得て、生乳生産者の使用する農薬等に係る適正な使用とその記録・保管を指導・検証する体制を構築し、安全をさらに確保する。
3. [農薬等の適正な使用][その記録・保管][第三者による指導・検証]により、「管理システム」が的確に機能していることを確認するため、定期的に農薬等の残留に係る調査・検査を実施する。

制度施行(18年5月)までの取り組み

1. 農薬等の緊急的な使用実態調査 (指定団体)

- 17年12月までに、各地域内の農薬等の使用実態について調査を実施。
- 抽出調査方式で実施し、調査結果は中酪を經由してJミルクに報告。

2. 農薬等の使用に関する記録とその保管 (生乳生産者)

- 農薬等の使用に関する記録とその保管を開始。
- 購入飼料は、購入に係る証票(ロットナンバー及び納品書、請求書等)と使用に係る記録の保管を開始。

3. 支援体制の構築 (生産者(団体)、乳業者(団体)、関係者)

- 生乳生産段階での農薬等の適正な使用及びその記録・保管等が確実かつ円滑に実施されるよう、指定団体等の生産者組織を主体に、乳業者及び獣医師等関係者が連携した「地域支援組織」を構築。
- この組織が、記録簿の普及、適正かつ確実な記録・保管のための指導及び定期的な検証等を推進。

4. 抗菌性物質の出荷前検査体制の構築（指定団体）

- ラクタム系の残留について、簡易迅速法による出荷前の悉皆検査体制を早期に構築。
- 現行検査体制での確な検出が難しい特定の抗菌性物質について、生産者はその使用を避けるよう努め、抗菌性物質の残留の危険性を可能な限り払拭。

5. 「残留調査対象物質」の設定（Jミルク）

- 農薬等のリストから、生乳生産段階において使用の実態のあるものを「残留調査対象物質」として設定。

残留調査対象物質

- 農薬等のリストの内、わが国の生乳生産段階において使用の実態のあるものとする。
（但し、生乳生産段階における農薬等の使用実態に関する調査結果が出るまでは、生乳生産段階において使用する可能性のあるもの全てとする。）
- 残留調査対象物質は、乳牛の自給飼料栽培に係る農薬、乳牛に使用する動物用医薬品、乳牛用飼料に使用する飼料添加物等をいう。

6. 「管理対象物質」の設定（Jミルク）

- 農薬等の残留に係る管理システム機能を監視するための検査対象として、「残留調査対象物質」の中から指定団体が実施する農薬等の使用に関する実態調査等を踏まえ、「管理対象物質」を設定。

管理対象物質

- 残留調査対象物質の内から、生乳生産段階における使用実態（地域別、季節別）、残留実態及び科学的根拠等に基づき選定されたものとする。
- 管理対象物質は全国一律ではなく、地域ごと、季節ごとに設定される。

7. 「制度導入時の「残留調査」の実施」（Jミルク）

- 制度導入に当たり、緊急的な「残留調査対象物質の残留実態調査」（以下「残留調査」という。）を18年3月末までに実施。（時間的・コスト的観点から実施可能な実態調査）

残留調査対象物質の残留実態調査

- 生乳生産段階において使用している（当面は、使用する可能性のある）農薬等について、生乳への残留の実態について調査する。
- 具体的な残留検査は、公定検査法で実施する。
- 動物用医薬品の抗菌性物質の内、処理に供される生乳に混入しないことを悉皆的に検査する体制が別途準備されているものについては、残留調査を必要としない。

8. 「定期的検査」の実施計画の策定（Jミルク）

- 次年度以降、継続的に実施する「管理対象物質の残留定期的検査」（以下「定期的検査」という。）の実施計画を策定。

管理対象物質の残留定期的検査

- 生乳生産段階における農薬等の適切な使用に係る管理システムの機能が維持していることを確認・検証するため、定期的に、管理対象物質について農薬等の残留に係る検査を実施する。
- 定期的検査は、個別の生乳取引における農薬等の残留を確認するものではない。
- 動物用医薬品の抗菌性物質の内、処理に供される生乳に混入しないことを悉皆的に検査する体制が別途準備されているものについては、定期的調査を必要としない。

9. ポジティブリスト制度導入に関する理解の醸成（Jミルク）

- ポジティブリスト制度の導入に係る酪農乳業の一体的取り組みの概要について、関係行政機関の指導の下、各地域段階の酪農乳業を対象としたブロック説明会を開催。
- 農薬等の使用実態・残留状況等の情報をJミルクに集約し、酪農乳業界における共有情報としての活用するほか、流通・消費者の信頼確保に資する情報開示として活用。

制度施行後(18年5月以降)の取り組み(一部継続検討)

1. 適正かつ確実な記録・保管のための定期的な指導と検証 (地域支援組織)

- 記録簿の普及、適正かつ確実な記録・保管のため、全生産者に対し年1回以上、定期的な指導・検証を推進。
- 検証結果は、地域内の酪農乳業関係者が共有化するとともに、概要を中酪及びJミルクに報告。
- 18年度は、記録・保管の定着を促進するため、出来る限り早期に指導・検証を実施し、その結果に応じた追加的な指導・検証を実施。
- 乳業者は、これらの事業を生産者と一体となり推進するため、「安全安心全国(地域)協議会」「地域支援組織」に参画。

2. 農薬等に関する使用実態の再調査 (地域支援組織)

- 生乳生産段階における農薬等の使用実態の記録・保管が定着した時期に、生乳生産段階の記録に基づく農薬等の使用実態を再調査。

3. 「残留調査対象物質」の再設定 (Jミルク)

- 生乳生産段階における農薬等の使用に係る保存帳票に基づく実態調査結果に基づき、「残留調査対象物質」を再設定。

4. 「残留調査」「定期的検査」の実施計画の策定（Jミルク）

- 「残留調査対象物質の残留実態調査」「管理対象物質の残留定期的検査」を継続実施するため、生乳生産段階における農薬等の使用実態、残留基準値の動向、学術文献や海外事例等を踏まえ、毎年度における調査・検査実施計画を策定。

< 継続検討 >

5. 「残留調査」「定期的検査」の実施（実施主体：未定）

- 「残留調査対象物質の残留実態調査」「管理対象物質の残留定期的検査」の実施について、その調査・検査実施計画に沿って実施。

その他注意事項

1. 生産者（団体）による生乳の安全・安心の担保

- 指定団体は、生乳生産段階での農薬等の使用に係る記録・保管が適正に実施されていること、及び取引される生乳は必要な検査により基準を超えた残留がないことを第三者的に担保。
- また、生産者は、日々の出荷生乳の安全性に係る記録を確認する仕組みを作り、その結果を指定団体、乳業者に開示できる様に準備。

告示

17年12月

施行

18年5月

乳業者(団体)

生産者(団体)

参画

生乳の安全・安心の確保のための全国(地域)協議会 酪農乳業、及び関係者による地域支援組織

抗菌性物質の混入防止
悉皆的検査体制の構築

検証・指導

実施

農薬等の使用実態調査
(ヒアリング等の抽出調査)

生乳生産現場における
農薬等の使用に関する
記録・保管の定着

農薬等の使用実態調査
(保存帳票に基づく再調査)

<継続検討>

管理対象物質の
定期的検査の実施

学術文献

海外事例

Jミルク

残留調査対象物質の
設定(リストから)

(一部抽出)

管理対象物質
の設定

管理対象物質の
定期的検査
計画の策定

残留調査の
計画策定

残留調査
の実施

残留調査対象物質の
再設定(使用実態から)

管理対象物質
の再設定

残留調査の
計画

残留調査
の実施

ブロック説明会

ポジティブリスト制度導入に関する理解の醸成 (情報提供)

「残留調査対象物質」「管理対象物質」のイメージ図

農薬等(農薬、動物用医薬品、飼料添加物)

残留基準が設定された農薬等(776品目)
(既に残留基準値があるもの:62品目、暫定基準値が設定されたもの:714品目)
不検出物質(15品目)、含有してはならない物質(20品目)

一律基準値
(0.01ppm)
を適用

乳に残留基準が設定された農薬等(410品目)

わが国に登録のない品目

「乳」については
一律基準値が
適用される品目

当面の「残留調査対象物質」

生乳生産段階で使用実態のない品目

残留調査対象物質

管理対象物質

農薬等の残留に係る安全管理システム
の機能状況等を継続監視するための検査対象
使用実態、残留実態、科学的根拠等により
地域別、季節別に設定

対象外物質

人の健康を損なう
恐れのないことが
明らかな物質
(ビタミン類、ミネラル類など)

【注意事項】

本図は、酪農乳業が農薬等の残留に係る管理システムを運用する際の「残留調査対象物質」「管理対象物質」についてイメージを示したものであり、「乳」に対する食品衛生法の規制を示したものではない。